

頁		旧	新	備考
36	具体的な 取組み	(新規追加)	<p>〇<u>地域貢献委員会</u>を核とした協働の基盤づくり（<u>地域福祉課</u>）</p> <p>市町村社会福祉協議会における<u>地域貢献委員会の設置促進</u>を通じて、福祉施設等のマンパワー、拠点、設備、種別を越えた施設同士が連携することで、福祉施設等の有効活用や災害時の支援を要する人への支援、地域の交流等「福祉と共生のまちづくり」が一層進むよう、府社会福祉協議会や市町村とともに支援します。</p> <p>また、<u>地域貢献委員会</u>を核とし、市町村や地域住民等と広範につながる協働の基盤づくりに府社会福祉協議会とともに取り組みます。</p> <p>※<u>地域貢献委員会</u>とは</p> <p>府社会福祉協議会では、<u>地域福祉を推進するための課題として、社会的な援護を要する人々への支援、また、排除・摩擦・孤立等のない地域社会を実現するために、市町村社会福祉協議会を事務局に社会福祉法人・福祉施設等の連携により、地域住民のニーズに具体的に応えることのできる仕組みとして設置推進している（平成15(2003)年より提唱し、平成17(2005)年より組織化が本格化）。</u></p> <p>現在、地域のNPOや民間企業等、多様なメンバーも参画し、<u>37市町村社会福祉協議会（令和4(2022)年度末現在）</u>が設置し、<u>地域生活課題の解決に取り組んでいる</u></p>	「公民協働型の包括的支援体制の整備（大阪モデル）についての提言が出ており、その内容や方向性を記載すべきではないか」との委員意見を踏まえ、追記
42	本文	<p>入所施設等から地域生活への移行については、入所者が<u>重度化・高齢化していることから、市町村及び基幹相談支援センターが入所施設等と連携し、障がい者やその家族、施設・事業所職員等が障がい者の地域での生活をイメージするとともに、地域にあるさまざまな社会資源が有機的に連携し課題に対応していく必要があることから、地域生活への意識啓発に取り組んでいきます。</u>また、<u>重度化対応には個別支援の充実が重要であり、グループホームなどでの支援体制の充実を図り、地域生活を希望する者が地域で安心して生活することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備していきます。</u></p>	<p>入所施設等から地域生活への移行については、入所者が<u>重度化・高齢化していることから、市町村及び基幹相談支援センターが入所施設等と連携し、障がい者やその家族、施設・事業所職員等が障がい者の地域での生活をイメージできるよう地域生活への意識啓発に取り組む</u>とともに、<u>地域にあるさまざまな社会資源が有機的に連携し課題に対応していく必要があることから、地域における連携ネットワークを強化し、地域全体で障がい者を支える支援体制の構築に取り組んでいきます。</u>また、<u>重度化・高齢化対応には個別支援の充実が重要であり、グループホームなどでの支援体制の充実を図り、地域生活を希望する者が地域で安心して生活することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備していきます。</u></p>	修文
42	本文	(新規追加)	<p>さらに、<u>入所施設は、地域生活に向けた環境調整を行う場であるとともに、現に、入所者の大切な生活の場でもあることから、その間のプライバシーへの配慮としての居室の個室化や日々の生活の安定のための支援の充実など、施設における入所者の生活の質を担保する機能の向上に取り組んでいきます。</u></p>	「自立支援協議会の提言において、生活支援機能が喫緊に具備すべき機能ということで非常に重視されている」との委員意見を踏まえ、追記
42	本文		<p>障がい者の<u>重度化・高齢化、ジェンダーやSOGI等の、多様化する支援に対応するためには、人材確保・養成に伴う報酬の見直しが必要であるとともに、ICTやロボット等の活用を促進し、職員の負担軽減を図ることにより支援の質の向上につなげていくことが必要です。</u></p>	追記に伴う記載場所の変更

頁		旧	新	備考
42	本文	精神科病院における長期入院患者の地域生活への移行にあたっては、精神科病院等のこれまでの取組みに加え、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の地域移行に関する理解促進を支援します。また、病院等のケースワーカー・看護師等と連携のもと、地域移行の可能性がある患者を把握し、対象となる患者や家族等への個別支援も行いつつ、市町村につなぐ役割を担うとともに、退院後の生活を見据えた地域の体制づくりを働きかけていくことにより、精神障がい者の地域生活への移行を進めます。	精神科病院における長期入院患者の地域生活への移行にあたっては、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を引き続き配置し、 <u>病院職員の地域移行に関する理解促進を支援するため、退院意欲の喚起など機運醸成を含めたきめ細かなかわりの促進について精神科病院へ働きかけていきます。</u> また、病院等のケースワーカー・看護師等との連携のもと、地域移行の可能性がある患者を把握し、対象となる患者や家族等への <u>個別の伴走支援を実施し、</u> 市町村につなぐ役割を担うとともに、退院後の生活を見据えた地域の体制づくりを働きかけていくことにより精神障がい者の地域生活への移行を進めます。	「この数年間、コロナ等により精神科病院がより閉鎖的になっている状況をどう解消するのか。本人の意向を聞きながらサポートするような文言がないのか」との委員意見を踏まえ、追記
42	本文	また、退院後も精神障がい者が通院や服薬等を継続しながら地域の一員として安心して暮らせるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を大阪府・保健所圏域・市町村に設置し、三者の課題共有と連携のもと、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、退院促進に向けた要因分析や個別事例での退院後の支援策の検討などを進めていきます。	また、退院後も精神障がい者が通院や服薬等を継続しながら地域の一員として安心して暮らせるように、 <u>現在設置されている</u> 保健・医療・福祉関係者による大阪府・保健所圏域・市町村の <u>協議の場において、</u> 三者の課題共有と連携のもと、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、退院促進に向けた要因分析や個別事例での退院後の支援策の検討などを進めていきます。	修文
42	本文	障がい者の重度化・高齢化の他、ジェンダーやSOGI等、多様化する支援に対応するため、職員の負担軽減を図ることにより、支援の質の向上につなげていくことが必要です。		追記に伴う記載場所の変更
45	本文	また、地域生活支援拠点等の整備を促進し、好事例の横展開等により機能の充実を図ります。なお、障がい者支援施設を地域生活支援拠点等として活用する際には、施設入所者の地域生活への移行を進めるとともに、地域との交流機会の確保や地域の障がい者等に対する支援などにも取り組み、地域に開かれた施設とすることが求められています。	また、地域生活支援拠点等の整備を促進し、好事例の横展開等により機能の充実を図ります。なお、障がい者支援施設を地域生活支援拠点等として活用する際には、施設入所者の地域生活への移行を進めるとともに、地域との交流機会の確保や <u>緊急時の受入れ・対応などの</u> 地域の障がい者等に対する支援にも取り組み、地域に開かれた施設とすることが求められています。	修文
51	具体的な取組み	○市町村の相談支援体制の充実（地域生活支援課） 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するという支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	○市町村の相談支援体制の充実（地域生活支援課） 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するという支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。 <u>目標値（令和8年度）</u> <u>全ての市町村で基幹相談支援センターを設置</u>	「市町村の相談支援体制の充実に記載されているが、目標の記載がない」との意見を踏まえ、追記

頁		旧	新	備考
69	具体的な 取組み	<p>○支援学校の就労支援の充実（支援教育課） 事業連携協定を締結している企業との連携を深め、就職希望者の増加や早期からのキャリア教育に取り組み、支援学校の就労支援の充実を図ります。 他部局や企業等との連携を図り、農業などの新しい分野での雇用に取り組みます。 目標値（令和4年度） 府立知的障がい支援学校高等部卒業生就職率<b>35%</b></p>	<p>○支援学校の就労支援の充実（支援教育課） 事業連携協定を締結している企業との連携を深め、就職希望者の増加や早期からのキャリア教育に取り組み、支援学校の就労支援の充実を図ります。 他部局や企業等との連携を図り、農業などの新しい分野での雇用に取り組みます。 <u>目標値</u> <u>府立支援学校における就職希望者の就職率<b>100%</b></u></p>	第2次大阪府教育振興基本計画 前期事業計画(R5～9)における目標値の変更に伴う変更
69	具体的な 取組み	<p>○就労に向けた支援学校と関係機関の連携（支援教育課） 支援学校におけるキャリア教育を推進し、就職者の職場定着を支援するため、「キャリア教育支援体制強化事業」をより一層推進します。 また、知的障がい支援学校2校をモデル校に指定して「キャリア教育支援アドバイザー（企業・大学教員等）」を定期的に派遣し、早期からのキャリア教育の充実・強化をめざし、教育課程の見直しや授業力向上のための指導助言を行います。 また、生徒の就労意欲の向上と保護者の障がい者雇用の理解啓発促進を実現するために、関係機関との情報ネットワーク構築支援を行い、キャリア教育支援体制の強化を図ります。 併せて、教育と福祉、労働機関等が連携し、就労支援に向けて技能検定や就職合同セミナーを開催するとともに、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援に取り組みます。 目標値（令和4年度） キャリア教育マトリックスを活用した授業改善サイクルの各校実施</p>	<p>○就労に向けた支援学校と関係機関の連携（支援教育課） 支援学校におけるキャリア教育を推進し、就職者の職場定着を支援するため、「キャリア教育支援体制強化事業」をより一層推進します。 また、知的障がい支援学校2校をモデル校に指定して「キャリア教育支援アドバイザー（企業・大学教員等）」を定期的に派遣し、早期からのキャリア教育の充実・強化をめざし、教育課程の見直しや授業力向上のための指導助言を行います。 また、生徒の就労意欲の向上と保護者の障がい者雇用の理解啓発促進を実現するために、関係機関との情報ネットワーク構築支援を行い、キャリア教育支援体制の強化を図ります。 併せて、教育と福祉、労働機関等が連携し、就労支援に向けて技能検定や就職合同セミナーを開催するとともに、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援に取り組みます。 <u>目標値</u> <u>府立支援学校における就職希望者の就職率<b>100%</b></u></p>	第2次大阪府教育振興基本計画 前期事業計画(R5～9)における目標値の変更に伴う変更